

(設置)

第1条 東京大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、本院教職員の環境安全衛生の向上を目的として、東京大学医学部附属病院環境安全管理規程第8条第1項に基づき、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、労働安全衛生法第18条、労働安全衛生法施行令第9条及び東京大学医学部附属病院環境安全衛生管理規程第8条に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、病院長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 教職員に係る事故・災害及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- (2) 教職員に係る健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、環境安全衛生に係るものに関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員に係る事故・災害及び健康障害の防止、健康の保持増進に関する重要事項

2 委員長は、第1項各号に掲げる調査審議の結果を、病院長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長又はそれに準ずる者
- (2) 本院の教職員のうち衛生管理資格を有する者
- (3) 本院の産業医
- (4) 本院の教職員のうち環境安全衛生に関する経験を有する者

2 前項第1号の委員を除く委員の半数については、教職員の過半数代表者が推薦した者とする。

3 第1項第2号から第4号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第4号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(開催)

第6条 委員長は、委員会を月に1回以上開催するものとする。

2 委員長は、委員長を除く半数以上の委員が委員会の開催を求めた場合又は、労働安全衛生規則第23条第5項に基づき産業医が委員会の開催を求めた場合は、開催請求のあった日から5

日以内に委員会を開催しなければならない。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、人事労務課において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の協議により定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この細則の制定に伴い、東京大学医学部附属病院安全・防災・環境委員会規則（平成15年7月16日制定）及び東京大学医学部附属病院職員健康安全委員会内規（平成4年1月8日制定）を廃止する。

附 則

この細則は、平成24年4月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年7月9日から施行する。